

令和8年1月22日

市内住宅宿泊事業者 各位

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部  
観光プロモーション推進担当課長

## 住宅宿泊事業の適正な運営確保について（通知）

平素よりお世話になっております。住宅宿泊事業に関して、次のとおり周知いたします。なお、列記した事項以外にも、関係法令や住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）、民泊の安全措置の手引きなどに様々な規定がございます。各規定をあらためて確認し、適切な対応をお願いいたします。

## 1 非常用照明の設置について

住宅宿泊事業法に基づく安全確保のための措置については、部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することが想定されることから、住宅宿泊事業者は、非常用照明器具の設置など火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければならないこととされています。

届出住宅に宿泊者が滞在している間に住宅宿泊事業者が不在となる場合等では、非常用照明の設置が必要となりますので、以下「民泊の安全措置の手引き」を御確認の上、それぞれ必要な措置を行うようにしてください。

### 【「民泊の安全措置の手引き】

<https://www.mlit.go.jp/kankochou/minpaku/content/001368071.pdf>

### ＜参考＞

#### 住宅宿泊事業法

（宿泊者の安全の確保）

第六条 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示その他の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置であって国土交通省令で定めるものを講じなければならない。

## 2 住宅宿泊事業と貸室業（短期賃貸借契約、マンスリーマンション等）の募集方法について

国では、住宅宿泊仲介業について、「マンスリーマンションについては、一時的な宿泊を主とする上記施設と混在させて仲介サイトに表示させることは、両者の権利・義務関係や契約形態が異なる部分があるため、トラブルを事前に防止する観点から適切ではなく、別サイトにおいて管理することが望ましい。」としています。こうした趣旨についても御理解をいただき、トラブルが生じないよう適切に御対応ください。

（経済労働局観光・地域活力推進部）

電話（044）200-3714

FAX（044）200-3920

Eメール 28kankou@city.kawasaki.jp